

## 身体障害者手帳申請に必要な書類

写真は、1年以内に撮影したもの（脱帽で上半身のもの）。スナップ写真の切り抜きでも結構ですが、紙プリントは1枚送ってください。

1. 身体障害者（児）手帳交付申請書 1通
2. 身体障害者診断書・意見書 1通  
(身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が記載したもの)
3. 写真（縦4cm×横3cm） 1枚
4. 個人番号（マイナンバー）がわかるもの（無い場合でも申請は可能です）
5. 来られる方の身分証明書



手続きは、「保健福祉センター」または「障害福祉課」にお越しください。

※住所・氏名変更以外の申請は各地区保健・福祉申請受付窓口でも可能（申請書・診断書は窓口に置いてあります。）

障害程度が変わった。障害を追加したい。

⇒必要なもの<再交付申請書・診断書・写真・身体障害者手帳・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（無い場合でも申請は可能です）・来られる方の身分証明書>

紛失・破損などで、手帳を再交付したい。

⇒必要なもの<再交付申請書・写真・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（無い場合でも申請は可能です）・申請者及び来られる方の身分証明書・（破損の場合）身体障害者手帳>

（市内で）住所や氏名が変わった。手帳の交付対象者が死亡された。

⇒必要なもの<各種申請書・身体障害者手帳・（氏名変更の場合）新しい氏名が確認できるもの・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（無い場合でも申請は可能です）・来られる方の身分証明書>

※市外に転出された場合は、転出先の市町村窓口で転入手続きを行ってください。

- 手帳申請に係る診断料が2万円を超えた方には、負担された金額から2万円を超過した額を支給いたします。詳細につきましては障害福祉課にお問い合わせください。（※市民税非課税世帯に限ります。）

⇒手帳の受け渡しは、「住所地の保健福祉センター」になります。

- ・申請から交付まで、通常1～2ヶ月程度かかります。
- ・医師に診断書を返した場や尼崎市社会保障審議会で諮問された場合は、交付まで3ヶ月程度かかることもありますので、あらかじめご了承ください。

◎JR神戸線より北部にお住まいの方：北部保健福祉センター北部障害者支援課  
尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階

TEL:06-4950-0374 FAX:06-6428-5118

◎JR神戸線より南部にお住まいの方：南部保健福祉センター南部障害者支援課  
尼崎市竹谷町2丁目183番地 出屋敷リベル5階

TEL:06-6415-6246 FAX:06-6430-6803



©兵庫県 2007

<障害福祉課> 電話：06-6489-6397 FAX：06-6489-6351